

## 中小 M&A ガイドライン（第 2 版）遵守の宣言について

株式会社 Forest は、国が創設した M&A 支援機関登録制度の登録を受けている支援機関であり、中小企業庁が定めた「中小 M&A ガイドライン（第 2 版）」（令和 5 年 9 月）を遵守していることを、ここに宣言いたします。

株式会社 Forest は、中小 M&A ガイドラインを遵守し、下記の取組・対応を実施しております。

### 記

#### □ 支援の質の確保・向上に向けた取組

- 1 依頼者との契約に基づく義務を履行します。
  - ・ 善良な管理者の注意（善管注意義務）をもって仲介業務・FA 業務を行います。
  - ・ 依頼者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図りません。
- 2 契約上の義務を負うかにかかわらず、職業倫理として、依頼者の意思を尊重し、利益を実現するための対応を行います。
- 3 代表者は、支援の質の確保・向上のため、①知識・能力向上、②適正な業務遂行を図ることが不可欠であることを認識しており、当該取組が重要である旨のメッセージを社内外に発信しています。また、発信したメッセージと整合的な取組を実施します。
- 4 知識・能力の向上のための取組を実施しています。
- 5 支援業務を行う役員や従業員における適正な業務を確保するための取組を実施しています。
- 6 業務の一部を第三者に委託する場合、外部委託先における業務の適正な遂行を確保するための取組を実施しています。